

平成24年10月30日

三重県議会議長 山本 教和 様

議員報酬及び政務調査費に関する  
検討ワーキンググループ

座長 日沖 正信

### 議員報酬に関する検討結果報告書

本ワーキンググループに検討を求められました事項のうち、議員報酬に関する検討結果について、下記のとおり報告いたします。

#### 記

「議員報酬等に関する在り方調査会」(以下、「調査会」という。)からの最終報告を受け、知事に対して「特別職報酬等審議会」(以下、「報酬審議会」という。)の開催を依頼することは、9月3日開催の代表者会議において決定されている。

本ワーキンググループは、知事への依頼にあたっての考え方について検討し、次のとおり整理した。

#### 1 調査会報告書について

調査会報告書は、三重県議会が委嘱した各分野を代表する有識者の方々が、長期間にわたり詳細な調査と分析を行い、真摯な議論を重ねて取りまとめられたものである。

報告書に示された考え方について、行事参加に係る時間の取扱など部分的な意見はあったものの、報告書は、議員報酬の算定方法やその根拠等を明らかにした全国の先進事例となり得るものであり、議員報酬や議員活動について説明責任を果たすとともに、県民の理解を深めるうえでも大いに貢献するものであることから、尊重すべきものであると考える。

## 2 議員報酬の額について

報告書でも述べられているとおり、議員報酬を増額する趣旨ではなく、その時々<sup>1</sup>の社会経済情勢や県の財政状況等を考慮し、議会として適切な政治的判断を行うべきであることについては、考え方が一致したところである。

しかしながら、今回、報酬審議会<sup>2</sup>の開催を依頼するにあたっては、「調査会の報告をそのまま尊重すべき」との意見と「調査会の報告は尊重するものの、社会経済情勢等を考慮し、報酬額は現状維持とすべき」との意見があり、一つの考え方にまとめることはできなかった。なお、「報酬額は2割減額すべき」との意見もあった。

## 3 「さらなる検証」について

報告書では、基本算定式により導かれる議員報酬額について、2つの観点から当事者である議員自らによる検証が必要であるとされていることから、上記1及び2を検討する中で、合わせて意見を交わした。

1点目の「十分に議員活動を保障するものであるか」については、調査会の示した試算額は現行額を上回っていることから、議員により個人差があることを考慮しても、議員活動を保障し得る額であると評価することが相当である。

2点目の「県民の理解が得られるかどうか」については、県民の理解を得るための継続的な取組が必要である。